

緊急（災害）時対応マニュアル

児童デイサービスびーだま

【地震発生時の対応】

- (1) 利用児童を安全な場所に誘導し、揺れが治まるまで姿勢を低くしテーブルの下に身を隠す。
- (2) 避難する際は全部屋、トイレ等に利用児童がいないか確認をする。
- (3) 避難が必要な際は、靴をはかせ、季節に応じ防寒具を着せ避難を開始する。
- (4) 避難袋・名簿・個別緊急カードを持つ。
- (5) 車中の場合は、車が安全な場所に止まるまで、前の座席をつかみ頭を下げるよう伝える。その後、安全を確認し車外へ誘導する。→避難先を連絡する。
- (6) ラジオなどで情報を収集し、地域・近隣の避難場所へ安全に留意し移動する。
- (7) 連絡が取れるようであればご家庭に連絡、安否確認をおこなう。また、事業所以外に避難する場合、張り紙をする。（避難場所・利用児童の状況などいれておく）
- (8) 避難の際、利用児童が不安にならないよう心身の状態に十分に配慮する。

【火災】

- (1) 火災を利用児童・職員に知らせ人員確認をする。
- (2) 避難場所を知らせ誘導する。
- (3) 口元にハンカチをあて姿勢を低くして施設をでる。
- (4) 通報担当職員は消防に連絡したあと、初期消火をおこなう。
(初期消火は出火から3分以内、床面だけが燃えている場合)
- (5) 電気火災が想定される場合は、ブレーカーを落とす。
- (6) 避難袋・名簿・プロフィールを避難の際持つ。
- (7) 近隣住人に火事を知らせ、利用児童の保護をてつだってもらう。

【事業所が閉所の場合】

- ① 暴風警報発令または大雨特別警報が予想または発令され、公立小学校等が休校になる場合
→暴風警報発令または大雨特別警報が解除されても、悪天候や停電等により復旧・受け入れ準備が整わない際は、事業所（管理者）の判断で閉所となる場合がある。
- ② 地震発生時
→震度5弱以上の地震が発生し災害が発生している場合
- ③ 気象庁の避難勧告レベル4以上の警報が発令した場合
→津波警報・土砂災害警戒情報・高潮特別警報等発令し事業所（管理者）の判断で閉所となる場合がある。